

内丸地区再整備基本計画素案作成業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和4年4月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 業務の概要

(1) 名称

内丸地区再整備基本計画素案作成業務委託

(2) 目的

盛岡市の内丸地区（以下「当地区」という。）は、本市及び本県の社会経済活動の中核を担う地区として機能してきたが、築50年を超える建物群への対応のほか、隣接する岩手医科大学及び附属病院の移転に伴う大規模な跡地の利用等の様々な課題が露呈してきており、当地区の再整備が都市構造上の重要な課題となっている。

当地区の機能及び役割を維持発展させるため、地区のあるべき将来像と、その実現に向けた取組の方向性を取りまとめた内丸地区将来ビジョン（以下「ビジョン」という。）を令和4年3月に策定し、並行して都市構造に関わる定量的な調査及び分析を行い、再整備の方向性及び課題に関する基礎的な調査を実施したところである。

ビジョンの実現に向けては、地区内の施設等が個々に取り組むのではなく、一体的かつ専門的に検討する必要がある。そのためには、再整備の課題を具体的に捉え、土地利用や景観、交通等に関する具体的な整備の方向性（以下「（仮）内丸プラン」という。）について、関係者が共通認識のもとで、専門的見地も踏まえて築き上げていく必要がある。

本業務は、このようなことを踏まえ、令和3年度盛岡市内丸地区の再整備に関する基礎調査業務委託の成果（以下「令和3年度基礎調査」という。）を基に（仮）内丸プランの素案を作成し、当地区の再整備に向けた事業化を推進することを目的とするものである。

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 発注者

盛岡市

(5) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

(6) 提案上限額

20,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 提案者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者。以下「提案者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5 年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格を有し、盛岡市建設関連業務委託登録名簿の「土木関係コンサルタント業務 甲、乙、丙」に登録している者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示 717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 直近 2 年間の国税（法人税、事業税、消費税及び地方消費税等）及び盛岡市税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、盛岡市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告による入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) 過去 5 年間（平成29年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで）において、東京都区部（特別区）、政令指定都市又は中核市が発注する同種又は類似した業務を受注した実績を有する者であること。

同種業務	地域（地区）のまちづくりガイドライン、地域（地区）整備指針の検討・計画、地区レベルの土地利用計画、市街地整備計画、景観・都市デザイン、交通計画等に関する業務
類似業務	都市・地域経営、プロジェクトマネジメント、エリアマネジメント等に関する業務

- (9) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

ア 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）又は建設部門（都

市及び地方計画))、R C C M (都市計画及び地方計画) 又は認定都市プランナーの資格を有する者とし、過去5年間(平成29年4月1日から令和4年3月31日まで)において、東京都区部(特別区)、政令指定都市又は中核市が発注する同種又は類似した業務の実績があること。

イ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)又は建設部門(都市及び地方計画))、R C C M (都市計画及び地方計画) 又は認定都市プランナーの資格を有する者とする。照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 主たる担当技術者は、資格を問わないが、仕様書等に基づき適正に業務を実施する者とし、照査技術者を兼ねることができない。

3 担当部署

- (1) 郵便番号 020-8532
- (2) 住所 盛岡市津志田14地割37番地2 盛岡市役所都南分庁舎2階
- (3) 担当課 盛岡市都市整備部都市計画課
- (4) 電話番号 019-639-9051
- (5) ファクス 019-637-1919
- (6) 電子メール toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp

4 公募資料等の交付

- (1) 交付期間 公告の日から令和4年4月15日(金)まで
- (2) 交付方法 盛岡市公式ホームページにおいてダウンロード配布する。

5 参加意向の申請

本プロポーザルに参加する者は、必ず参加意向申請すること。

- (1) 提出期限 令和4年4月15日(金)午後5時
- (2) 提出先 上記3に掲げる担当部署
- (3) 提出方法 持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)による。

ア 郵送の場合は、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

イ 送料は、提案者の負担とする。

ウ 市は、郵送中の破損、遅延等の責任を負わないものとする。

- (4) 参加意向申請時の提出書類

書類	様式	部数
プロポーザル参加意向申請書	様式第1-1号	1部

グループ申請構成書（複数の者が共同で参加する場合）	様式第 1 - 2 号	
提案者情報書	様式第 2 号	10部
業務実績書（測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）の業務カルテ又は契約書の写し若しくは履行証明書（任意様式）を添付すること。）	様式第 3 号	
業務実施体制図	様式第 4 号	10部
予定技術者経歴書（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者の各資格証明書の写しを添付すること。）	様式第 5 号 様式第 6 号 様式第 7 号	

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受け付けする。質問書（様式第13号、ワードファイル形式）に必要事項を記入の上、上記 3 (6) に掲げる電子メールアドレス宛てに送信すること。

(1) 質問受付期間

公告の日から令和 4 年 4 月 8 日（金）正午まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和 4 年 4 月 13 日（水）（予定）までに、盛岡市公式ホームページに掲載し、公表する。

7 提案書類の受付

本プロポーザルの提案資格を有するものとして認められ、市からプロポーザル関係書類提出要請書により要請を受けた者は、別紙の内丸地区再整備基本計画素案作成業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき提案書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和 4 年 4 月 28 日（木）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出先 上記 3 に掲げる担当部署

(3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は一般書留）による。

ア 郵送の場合は、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

イ 送料は、提案者の負担とする。

ウ 市は、郵送中の破損、遅延等の責任を負わないものとする。

(4) 提案書提出時の書類

書類		様式	部数
提案書（添書）		様式第 8 号	1 部
提案書	実施方針	様式第 9 号	10部

	実施手順	任意書式	
	業務工程表	任意書式	
	評価テーマ1から評価テーマ3まで	様式第10号から様式第12号まで	
見積書（提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内の見積金額を記載すること。）		任意様式	1部
見積内訳書（項目、数量、単価及び諸経費等がわかるように記載すること。）		任意様式	1部

8 選考方法

(1) 1次審査（書類審査）

ア 提出された参加意向申請書等により、資格要件を審査する。

イ 提案者が5者以下の場合、資格要件を有する全ての提案者を2次審査の対象者とする。

なお、提案者が1者の場合、書類審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合は、本プロポーザルを実施する。

ウ 提案者が6者以上の場合、実施要領の評価基準に基づき、書類審査を実施し、評価点が高い上位5者を2次審査の対象者とする。

(2) 2次審査（提案審査）

ア 提案者による評価委員へのプレゼンテーション及び評価委員から提案者へのヒアリングにより審査する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの場所は、盛岡市役所都南分庁舎を予定しているが、ウェブ会議システム（市がT e a m s又Z o o mによる会議室を設定予定）とする場合がある。ウェブ会議システムの場合は、提案者がプレゼンテーションのシステム環境及び通信環境を用意するものとする。

イ 審査の順番は、原則として提案書類の提出順とは逆の順番で行うものとする。

ウ 実施要領に定める評価基準に従い採点を行い、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、総合評価点が高い提案者が複数いる場合は、実施要領に定める評価方法により契約候補者を選定する。

9 選考結果の通知

(1) 1次審査（書類審査）

1次審査終了後は、速やかにプロポーザル参加意向申請書を提出した全員に審査結果を通知する。また、2次審査の対象となる提案者には、審査結果の通知に併せてプロポーザル関係書類提出要請書により通知する。

なお、審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 2次審査（提案審査）

選考結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、選考結果に対する異議は、認めない。

なお、契約候補者及び次点順位者は、盛岡市公式ホームページにおいて公表する。

10 その他

(1) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）に基づき、開示等をする場合がある。

(3) 提出された書類等の内容は、必要に応じて、関係機関に照会する場合がある。

(4) 次のいずれかに該当した者は失格とし、提出書類に虚偽の記載をした者は、指名停止を行う場合がある。

ア 虚偽の記載をした者

イ 参加資格、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者

ウ 本プロポーザルを公告した以後、評価委員又は当該業務に関する者に接触を求めた者

エ 見積額が提案上限額を超える者

(5) 新型コロナウイルス感染症又は天災等の影響により、本プロポーザルの日程及び選考方法等の必要な項目を変更する場合がある。

(6) 本プロポーザルに関する詳細は、別に定める内丸地区再整備基本計画素案作成業務委託公募型プロポーザル実施要領及び内丸地区再整備基本計画素案作成業務委託仕様書によるものとする。